北海道クラブバレーボール連盟規約

第1章 名 称

第1条 本連盟は、北海道クラブバレーボール連盟(略称 H. C. V. A) (以下「本連盟」という。)と称する。

第2章 目 的

第2条 本連盟は、北海道に所在するバレーボールクラブチームの競技団体 を統括し、上部団体及び別表に基づく4地区連盟と密接な連係を保ち、チーム相互の親睦及び技術の向上と健全な発展を図り、バレーボールの振興 に寄与することを目的とする。

第3章 事業

- 第3条 本連盟は、第2条に定めた目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 各種大会の主催、主管及び後援
 - (2) 各種講習会、研修会の開催
 - (3) その他本連盟の目的達成に必要と認めた事業

第4章 組織

- 第4条 本連盟は、北海道のバレーボールクラブチーム及びバレーボール愛好者で、本連盟及び地区連盟の趣旨に賛同し、加盟するものをもって組織する。
- 第5条 本連盟に加入するチームは、本連盟及び地区連盟の規定に基づき手続きを行うものとする。

第5章 加盟登録

- 第6条 本連盟に加盟するチームは、地区連盟を経由し、所定の登録用紙に必要事項を記載し、登録料を添えて登録する。
- 2 登録チームは、大会に参加できる。
- 3 登録料は、毎年総会で決定する。
- 4 登録後、その内容に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

第6章 役 員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会長 1 名 若干名 副会長 1 名 理事長 副理事長 若干名 常任理事 若干名 理事 若干名 地区理事 若干名 監事 2 名

- 第8条 本連盟の役員選出は次のとおりとする。
 - (1) 会長、副会長及び理事、監事は、総会で選出する。
 - (2) 理事候補は、会長指名理事、連盟推薦理事、地区連盟推薦理事とする。
 - (3) 理事長、副理事長及び常任理事は、理事の中から互選により選出する。

- (4) 副会長候補として各地区連盟会長、副理事長候補として各地区連盟理事長の推薦を受け、前項にあわせてそれぞれ選出する。
- (5) 地区理事は地区連盟ごとに若干名選出する。
- 第9条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代行する。
 - (3) 理事長は会長の命を受け、会務を掌理する。
 - (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事長が指名した副理事長がその職務を代行する。
 - (5) 常任理事は、第13条に定める専門委員会及び会計事務の会務を分担して会務を分担して処理執行する。
 - (6) 理事は会務を分担して処理執行する。
 - (7) 地区理事は加盟団体を代表して意志の決定にあたる。
 - (8) 監事は本連盟の会計を監査する。
- 第10条 役員の任期は2年とし、補充または交替による役員の任期は前任 者の残任期間とする。
- 第11条 本連盟に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問、参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 第12条 顧問及び参与は連盟業務の重要事項について諮問に応ずる。
- 2 顧問及び参与は総会に出席して意見を述べることができる。
- 第13条 本連盟に専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員は、常任理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 3 専門委員会は、本連盟の事業遂行に必要な事項を分担所管して、専門的に調査 研究し、常任理事会の承認を得て処理執行する。
- 第14条 専門委員会に次の役職を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名以内

第7章 会 議

- 第15条 本連盟に、次の会議を置く。
 - (1) 総会
 - (2) 理事会
 - (3) 常任理事会
 - (4) 三役会
- 第16条 総会は、本連盟の役員によって構成され、本連盟の最高議決機関と する。
- 2 総会は、毎年1回会計年度終了後に会長が招集する。ただし、会長は必要に応じて、または地区理事の3分の1以上の請求があったときは、臨時 に召集することができる。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 役員の改選
 - (3) 予算及び決算
 - (4) その他
- 第17条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し会務を執行する。
- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 第18条 理事会は、次の事項を審議執行する。

- (1) 総会から委嘱された事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会を招集するいとまのないときの緊急事項
- (4) その他会務執行に関し、理事会が必要と認める事項
- 2 理事会で審議執行されたもののうち、前項第3号に属するものにおいては、 次期総会においてその承認を得なければならない。
- 第19条 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって組織し、 常務を処理執行する。
- 2 常任理事会は、必要に応じて理事長がこれを招集する。
- 3 常任理事会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 理事会に提出する議案
 - (2) 専門委員会の設置に関すること
 - (3) その他会務執行に関し、常任理事会が必要と認める事項
- 第20条 三役会は、会長、理事長、総務委員長をもって組織し、急を要する案件に関し協議し、決定事項について常任理事会に報告する。
- 第21条 総ての会議は、役員総数の過半数の出席がなければ成立しない。
- 3 会議に出席できない役員は、文書をもって他の役員に委任することができる。

第8章 会 計

- 第22条 本連盟の経費は、登録料、事業収入、助成金、寄附金及びその他の収入 をもって充てる。
- 第23条 本連盟の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日までとする。

第9章 補 則

- 第24条 本規約は、総会の議決を経なければ改正することはできない。
- 第25条 本規約に定めるもののほか本連盟の運営に必要な事項は、会長が別に定める。
- 第26条 会議(総会・理事会・常任理事会・三役会・各委員会)において、 災害等止むを得ない事情により開催が困難であると判断された時は、当該 提案につき役員(当該事項について議決権を行使することができるものに 限る。)の過半数が、webによる会議、書面または電磁的記録により同 意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会議の決議があった ものとする。

附 則

本規約は、昭和57年4月1日より施行する。

平成 元 年10月改正、平成 3 年10月改正、平成 5 年10月改正 平成13年 3 月改正、平成18年 3 月改正、平成22年 3 月改正 平成30年 3 月改正、令和 3年 3 月改正(書面決議関係追加)